



《記入例》

フロン類回収業者変更届出書

届出する日付を記入  平成〇〇年××月△△日

(提出先)
川越市長

届出を行う者の
住所、氏名を記入 

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 埼玉県川越市〇〇-丁目2番地3号
氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 川越 次郎 
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 123-456-7890

↓登録の年月日 ↓登録番号

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第2103299999号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	(代表者の氏名の変更) ・代表取締役 川越 次郎	・代表取締役 川越 太郎
変更の理由	(代表者の氏名の変更) ・平成××年〇〇月〇〇日付けで代表取締役が代わったため。	

※ 変更内容を確認するため、手続き案内に記載されている書類を添付してください。

(添付書類 4)

誓 約 書

平成〇〇年××月△△日

(提出先)
川越市長

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）
第56条第1項の欠格事項について次のとおり誓約します。

根拠条文	欠 格 事 項 の 内 容	
法第56条 第1項	第1号	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものであること。
	第2号	この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
	第3号	第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
	第4号	フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの
	第5号	第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
	第6号	フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
	第7号	法人でその役員※のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者、法定代理人及び役員※（役員については法人の場合に限る。）については、以上の事項に該当しません。

誓約者 **埼玉県川越市〇〇一丁目2番地3号**
住 所 **株式会社〇〇〇〇**
氏 名 **代表取締役 川越 次郎** (代表者印)
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

※ この誓約書でいう役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。

変更の届出

変更後30日以内に届出の手続が必要です。届出書、誓約書及び添付書類を現行の登録等通知書の写しとともに提出してください。

届出を必要とする変更事項及び各事項に必要な添付書類

	変更事項	添付書類
1	フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	ア フロン類回収業者が法人の場合は、商業登記簿謄本(登記事項証明書)のうち「履歴事項全部証明書」 イ フロン類回収業者が個人の場合は、住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)
2	事業所の名称及び所在地	案内図(添付書類7)
3	法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名	商業登記簿謄本(登記事項証明書)のうち「履歴事項全部証明書」
4	法定代理人の氏名及び住所又は法定代理人の変更	法定代理人の住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)
5	回収しようとするフロン類の種類	○ フロン類回収設備の所有権を有すること等を証する書類(次のア、イのうちいずれか該当する場合を選択し、提出) ア 自ら所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し イ 自らが所有権を有してはいるが、使用する権原を有している場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し ○ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類→取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
6	フロン類を回収するための設備の種類	○ フロン類回収設備の所有権を有すること等を証する書類(次のア、イのうちいずれか該当する場合を選択し、提出) ア 自ら所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し イ 自らが所有権を有してはいるが、使用する権原を有している場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し ○ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類→取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
7	フロン類を回収するための設備の能力(回収しようとするフロン類の種類の変更を伴うものに限る。)	○ フロン類回収設備の所有権を有すること等を証する書類(次のア、イのうちいずれか該当する場合を選択し、提出) ア 自ら所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し イ 自らが所有権を有してはいるが、使用する権原を有している場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し ○ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類→取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
8	フロン類を回収するための設備の数(回収しようとするフロン類の種類の変更を伴うものに限る。)	○ フロン類回収設備の所有権を有すること等を証する書類(次のア、イのうちいずれか該当する場合を選択し、提出) ア 自ら所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し イ 自らが所有権を有してはいるが、使用する権原を有している場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し ○ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類→取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
9	事業所の数(事業所の追加又は複数ある事業所のうちの一部廃止)	○ 事業所の追加の場合は、変更届出書及び誓約書のほかに次のア及びイの書類を添付してください。 ア 登録申請書(様式第三)に追加する事業所の名称及び所在地を記載したもの イ 添付書類2、添付書類3、添付書類5、添付書類6及び添付書類7 ○ 事業所の一部廃止の場合は、届出書(必要事項記入)のみの提出となります。

※ 上の表中の「添付書類」には、「フロン類回収業者登録申請書」の添付書類の書式を使用してください。

※ 提出部数は、正本1部、副本1部(副本は申請者の控えとなります。)とします。

※ 変更届出書の提出に手数料はかかりません。

※ 申請者、役員等が外国籍の場合には、外国人登録証明書のコピー又は外国人登録原票記載事項証明書の提出をお願いします。

※ 履歴事項全部証明書、住民票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書については、正本添付用には原本の提出をお願いします。